

平成19年6月20日

各 位

東京都中央区銀座六丁目2番1号
株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子 修
(コード番号:4314)
問合せ先:03-6215-9587
担 当 : 中 島 弘 樹

有限会社大谷興産 TO による株式会社テーオーシー株式の買増しについて

当社は、平成19年5月21日より株式会社テーオーシー（以下「テーオーシー」といいます。）の普通株式について公開買付けを行っているところですが、大谷卓男氏が、提出期限を徒過して平成19年6月11日に関東財務局長にテーオーシー株式に係る大量保有報告書の変更報告書 No. 5 を提出し（なお、同変更報告書の内容に訂正すべき事項があったということで平成19年6月12日及び平成19年6月15日にそれぞれ訂正報告書が提出されております。）、また、平成19年6月19日には変更報告書 No. 6 を提出いたしました。変更報告書 No. 5 及び変更報告書 No. 6 によれば、有限会社大谷興産 TO（以下「大谷興産 TO」といいます。）は、平成19年5月30日から6月12日までの間にテーオーシーの株式を市場内で合計 2,821,000 株取得し、大谷卓男氏の株券等保有割合が、共同保有者分も含めて 16.61%に増加しております。同期間のテーオーシーの市場価格に照らせば、取得価額はいずれも 1,100 円を超えていたことは明らかです。

大谷興産 TO は大谷卓男氏が代表者を務めていますが、テーオーシー株式について、少なくとも大谷卓男氏、有限会社大谷興産及び有限会社オオタニファンドと共同保有者の関係にあり、今回の大谷興産 TO による買増しは、大谷卓男氏及びその関係者による買増しに他なりません（以下、大谷卓男氏及びその関係者、大谷興産 TO、有限会社大谷興産及び有限会社オオタニファンドを「大谷氏ら」と総称します）。

当社は、以下の理由により、今回の大谷氏らによるテーオーシー株式の買増しは極めて不当な行為であると考えております。

1. そもそも、大谷氏らは、MBO を通じてテーオーシーを非公開化することを企図し、有限会社オオタニファンド TO を使って 1 株につき 800 円という買付価格で公開買付

け（以下「経営陣側公開買付け」といいます。）を実施し、その公開買付け届出書において、1株当たり800円という買付け価格は、既存株主に対して極力プレミアムを付加した買付け価格を提示すべく決定した価格である旨を述べ、テーオーシーの取締役会も1株につき800円での公開買付けに賛同いたしました。これに対して、当社はテーオーシー普通株式1株につき1100円での公開買付けを提案し、現在公開買付けを行っているところです（以下、この公開買付けを「当社側公開買付け」といいます。）。当社は、株主の皆様にも複数の選択肢をもつていただくために、経営陣側公開買付けの期限延長を再三要請して参りましたが受け入れられず、去る5月11日に期限が到来し、経営陣側公開買付けが不成立となりました。さらにその後、テーオーシーの取締役会は、当社の予想に反して、当社側公開買付けに対して反対の意見表明を行っております。このような状況下において、今般の大量保有報告書の変更報告書によって明らかになったように、大谷氏らが、経営陣側公開買付けが不成立になって間もない時期に、自らが極力プレミアムを付したと述べている金額よりも300円（37.5%）以上も高い価格でテーオーシー株式を買い増しているにもかかわらず、当社側公開買付けに対抗することもなく市場買付けを進めていることは、単に大谷氏ら側で当社側公開買付けを不成立にすることを企図して株式を買い集めていると考えざるを得ません。

2. 大谷氏らが、当社側公開買付けを不成立にするのに必要な程度の株数の取得のみを目的にして、ごく一部の株主に1,100円以上の対価を支払って買増しを行なっていることは、結果として当社側公開買付けが不成立になった場合には、他の多くの株主からその本来的な価値を実現する機会を篡奪していることを意味します。大谷氏らテーオーシー経営陣が、当社側公開買付けに賛同することもなく、また、当社側公開買付けよりも魅力的な事業計画を示すこともないままに、このような買集め行為をすることは一般株主の利益を無視すること甚だしく、残念で仕方ありません。

しかしながら、かかる大谷氏らによる買集め行為がそのまま放置されてしまうと、当社側公開買付けが不成立になってしまうおそれがあることも事実です。証券取引法上は、特別関係者とあわせて一定程度以上の株券等所有割合になっている者は、公開買付け期間中に一定規模以上の市場買付けを行うことはできないとされていますが（証券取引法27条の2第1項第5号）、大谷氏らは、大量保有報告書の変更報告書において、実質的には大谷氏らと同様に議決権行使をする可能性が高い株式会社ニューオータニ（平成18年9月30日現在でテーオーシー株式17,354千株保有。発行済株式総数に対する所有株式割合12.67%）も共同保有者にはならないとして扱っており、株式会社ニューオータニ等の持株についても上記規制との関係で特別関係者として合算すべきであると考えているかは必ずしも判然としません。

当社としては、大谷氏らの利己的な理由のために株主の利益が害されてよいはずはないと考えておりますが、遺憾ながら大谷氏らは当社の主張に耳を傾けようとはしておりませ

ん。当社は、テーオーシーの株主の皆様は株主価値実現の機会を提供するとともに、テーオーシーの議決権の過半数を取得した後のさらなる株主価値の大幅な向上の実現のため、当社側公開買付けの成功を目指して引き続き努力して参る所存ですので、株主の皆様をはじめ、各位におかれましても、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上